

伊万里市農家民宿体験利用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内における農家民宿数の増加を図り、もってグリーン・ツーリズムによる滞在型観光を強化するため、農家民宿の開業に向けた不安や疑問を払拭し、理解を深めることを目的に、農家民宿を体験する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農家民宿 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設をいう。
- (2) グリーン・ツーリズム部会 一般社団法人伊万里市観光協会グリーン・ツーリズム部会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内で農家民宿を開業することに興味を持つ者
- (2) 第6条に規定する交付の申請の前までに、市に事前相談を行った者
- (3) 市税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、グリーン・ツーリズム部会に属する会員の農家民宿を利用した場合の宿泊料（基本宿泊料に含まれる家業体験以外の体験料、酒類等の特別な料金を

除く。)とし、宿泊者2名分を限度とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。

2 補助金の上限額は、宿泊者1人当たり9,900円とし、補助回数は、1人当たり1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、書類等を整備し、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 規則第8条第1項各号又は第16条各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

(決定の通知)

第8条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の変更)

第9条 規則第8条第1項に規定する補助事業等変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

2 規則第8条第3項に規定する補助金等交付変更通知書は、様式第4号のとおりとする。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第 5 号のとおりとし、補助事業の完了の日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 規則第 13 条に規定する補助金等確定通知書は、様式第 6 号のとおりとする。

(補助金の交付)

第 12 条 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金等交付請求書は、様式第 7 号のとおりとする。

(返還命令)

第 13 条 規則第 17 条に規定する補助金等返還命令書は、様式第 8 号のとおりとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第 8 条の規定により交付の決定を受けた補助金については、第 13 条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。